

◎推奨基準（施行規則第2条の2第2項）

以下の（要件1）から（要件5）の全てを満たすもの

（要件1）以下の①～④のうち、いずれかを満たすもの

- ① インターネットを介して行われる青少年による児童ポルノ等の作成又は提供（自画撮り被害）の防止に資する
- ② インターネットを介して行われる青少年の自殺又は犯罪の防止に資する
- ③ インターネットを介して行われる青少年に対するいじめの防止に資する
- ④ ①～③のほか、青少年のインターネット利用に伴う危険性の除去に資する

（要件2）青少年のプライバシーに配慮されている

（要件3）サイバーセキュリティに配慮されている

（要件4）青少年に広く利用されるように配慮されている

（要件5）その他知事が必要と認める要件を備えている

東京都青少年の健全な育成に関する条例（参考）

（携帯電話端末等の推奨）

第5条の2 知事は、携帯電話端末又はPHS端末（これらの端末において利用可能な特定の機能があらかじめ付加された状態のものを含む。）で、青少年がインターネットを利用して青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を得ることがないよう必要な配慮を行っていることその他の東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な育成に配慮していると認めるものを、青少年の年齢に応じて推奨することができる。

2 知事は、インターネット接続機器（インターネットと接続する機能を有する機器であつて青少年により使用されるものをいう。）に**利用者が付加することができる機能で、青少年のインターネットの利用に伴う危険性の除去に資するもの**として、東京都規則で定める基準に該当し、**青少年を健全に育成する上で有益であると認めるもの**を推奨することができる。

3 知事は、前二項の規定による推奨をしようとするときは、東京都規則で定めるところにより、業界に關係を有する者、青少年の保護者、学識経験を有する者その他の關係者の意見を聴かなければならない。